平成２２年（フ）第１８７号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目18番９－１号
債務者　竹井　哲則
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１９１号
宮崎県日向市大字富高339番地１
債務者　松川　暁美
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１４４号
長野県千曲市大字若宮1305番地の191　県営住宅黒彦団地２―22
債務者　吉田大計彦
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１４６号
長野県上田市前山796番地１　忍建設寮内
債務者　須藤百合子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１４７号
長野県上田市真田町長6084番地１　サンクレールＡ―Ｄ号
債務者　松井　延子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２１２９号
愛知県東海市名和町後西40番地　コーポタイム201号
債務者　濱本　　浩
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５９号
栃木県鹿沼市緑町１丁目６番２号　市営住宅西２棟31号
債務者　大森　文子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８８号
栃木県河内郡上三川町大字上三川3248番地北山ハイツ101、前住所茨城県常陸大宮市上小瀬2789番地の４
債務者　岡﨑　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８９号
栃木県宇都宮市氷室町1729番地11
債務者　佐藤　　太
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９０号
栃木県宇都宮市駒生町1390番地１　エクレールＦ101、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3244番地３　グランベルテ202
債務者　見当　邦昌
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９１号
栃木県宇都宮市小幡１丁目４番27号
債務者　小林　昌子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９２号
栃木県日光市土沢557番地１
債務者　佐藤　勝宗
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０５号
栃木県宇都宮市中里町661番地
債務者　菊地　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３８２６号
埼玉県所沢市大字久米777―Ｂ―104
債務者　高山　太郎
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８５２号
東京都江戸川区松江５丁目７－８―703　ライオンズマンション船堀第３
債務者　上田　美樹
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８５３号
東京都江戸川区平井４丁目１―10　近藤方
債務者　渡辺　敏子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部